

共同利用・共同研究拠点「物質・デバイス領域共同研究拠点」  
の設置及び運営等に関する国立大学法人間協定書

国立大学法人北海道大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人大阪大学及び国立大学法人九州大学（以下「構成大学」という。）は、「物質・デバイス」創製研究の効率的かつ格段の進展を図るため、ネットワーク型による構成大学間の連携、協力のもと、学校教育法施行規則第143条の3第2項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点を設置するものとし、その組織及び運営等について、次のとおり合意する。

（拠点の名称）

第1条 共同利用・共同研究拠点の名称は、「物質・デバイス領域共同研究拠点」（以下「共同研究拠点」という。）とする。

（組織構成）

第2条 共同研究拠点は、北海道大学電子科学研究所、東北大学多元物質科学研究所、東京工業大学資源化学研究所、大阪大学産業科学研究所及び九州大学先端物質化学研究所（以下「各研究所」という。）をもって組織する。

（運営の方針）

第3条 構成大学は、常に密接な連携と協力のもとに、共同研究拠点の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実発展に努めるものとする。

（相互理解及び尊重）

第4条 構成大学は、それぞれの法人の理念及び目的を相互に理解するとともに、自主性及び自律性を尊重するものとする。

（拠点本部）

第5条 共同研究拠点の拠点本部を大阪大学産業科学研究所に設置し、拠点本部長は大阪大学産業科学研究所長をもって充てる。

（拠点本部会議）

第6条 拠点本部に、共同研究拠点の基本方針に関する事項を審議するため、拠点本部会議を設置する。

2 拠点本部会議の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（運営委員会）

第7条 拠点本部に、共同研究拠点の運営に関し、拠点本部長の諮問に応じる機関として、運営委員会を設置するものとする。

（経費）

第8条 共同研究拠点の運営等に係る経費の要求、受入れ及び構成大学への配分等については、拠点本部会議及び運営委員会の議を経て、拠点本部を置く大学が行うものとする。

2 前項の経費配分等の手続きに関しては、別に定める。

（便宜供与）

第9条 各研究所は、所属する職員及び共同研究に参画する研究者に対し、個々の所有する研究施設、設備等の利用等について、便宜供与に努めるものとする。

（関連規則等）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、この協定及び構成大学の諸規則に定めるもののほか、構成大学

間の協議により定めるものとする。

（記載事項の変更）

第11条 この協定書の変更は、構成大学が協議の上、行うものとする。

（付帯事項）

第12条 この協定書は、5通作成し、構成大学において各1通を所有する。

（効力）

第13条 この協定書は、平成21年11月1日から効力を発し、共同研究拠点が存続するまでの間、その効力を有する。

平成21年11月1日

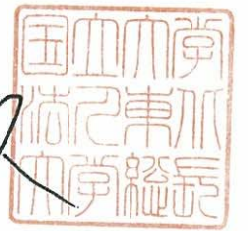
国立大学法人北海道大学総長

佐伯浩



国立大学法人東北大学総長

井上明久



国立大学法人東京工業大学学長

伊賀健一



国立大学法人大阪大学総長

熊田清一



国立大学法人九州大学総長

有川節夫

